

瑞穂監第 11 号
平成23年 5月23日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会
議 長 小 川 勝 範 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 小 寺 徹

随時監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

随時監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

委託料に関する事務

2 監査の目的

委託に関する事務が、法令等の定めるところによって適正に執行され、かつ、効率的であったといえるがどうかを検証することを目的とした。

3 監査の対象

監査の対象とした平成21年度の委託業務執行について、20課から抽出した327件の内、10課44件の委託業務

4 監査の実施期間

平成22年6月18日から平成23年2月7日まで

5 監査の方法

監査の対象となった委託料に関する事務について、担当課から関係書類等の提出又は提示を求め、質問その他の方法によって監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、総括的な意見は次のとおりである。

- ①委託料の積算根拠が不明瞭なものが多い
- ②届出書類の不備なものが多い
- ③履行確認が適正でないものが多い

委託料の積算根拠については、専門的業務のため、業者からの見積りに頼っており、契約の内容に基づく合理的な積算はできてない。

届出書類については、業者の仕様書もしくは契約書を用いているものもあるため、契約書に記載の書類が未提出である。

履行確認については、契約書どおりに履行されたかを確認する書面等に不備がある。

ただし、3年間の長期継続契約を締結している業務については、平成22年度の契約更新の際に改善を図られている部分もある。

個々の業務についての指摘事項等は別添のとおりであり、今後は適正な事務処理をすべきである。

委託事業指摘一覧

科目 (目)	委託事業名 (番号)	指 摘 等
福祉生活課 社会福祉総務費 3-1-1	瑞福委第24号 心配ごと相談所委託	①随意契約理由が、地方自治法施行令第167条の2第4号であるのは不適切なため、是正すべきである。 ②委託先からの見積書提出日と契約日が同日なのは是正すべきである。 ③委託料の内訳は、弁護士費用と収入印紙代だけで委託とは言い難い。委託先の(福)瑞穂市社会福祉協議会の事業にして補助金対応できないか検討願いたい。
福祉生活課 障害者福祉費 3-1-3	瑞福委第9号 福祉作業所事業委託料	①随意契約理由が、地方自治法施行令第167条の2第4号であるのは不適切なため、是正すべきである。 ②市の委託料と(福)瑞穂市社会福祉協議会の受託料が一致していないのは是正すべきである。
児童高齢福祉課 老人福祉費 3-1-4	介護保険事務委託 (訪問介護)	①事務手続きからすると契約日が矛盾するので是正すべきである。 ②契約書に「事業計画書」、「事業報告書」の提出が明記されているので遵守すべきである。
児童高齢福祉課 老人福祉費 3-1-4	介護保険事務委託 (通所介護)	③条例に基づく事業のため積算は難しいと思われるので、事業報告書に基く積算を検討してはどうか。
児童高齢福祉課 老人福祉費 3-1-4	介護保険事務委託 (居宅介護支援)	
児童高齢福祉課 老人福祉費 3-1-4	社会福祉事業委託 (高齢者介護予防自立支援事業)訪問	①契約書に「事業計画書」、「事業報告書」の提出が明記されているので遵守すべきである。
児童高齢福祉課 老人福祉費 3-1-4	社会福祉事業委託 (高齢者介護予防支援事業)通所	③条例・規則に基づく事業のため積算は難しいと思われるので、事業報告書に基く積算を検討してはどうか。
児童高齢福祉課 福祉センター費 3-1-7	施設管理委託料	
児童高齢福祉課 老人福祉費 3-1-4	一般高齢者介護予防事業 (介護予防委託)	①契約書第1条の「介護保険法第115条の38第1項」は誤りなので是正すべきである。
秘書広報課 文書広報費 2-1-2	秘委第5号 瑞穂市サテライト型FM放送事業 パーソナリティ業務委託	①「もくようみずほ」を市役所、菓南庁舎以外の公共施設でも放送できないか検討願いたい。 ②平常時の有効活用を検討願いたい。 ③委託料はアナウンサーの相場場で積算されているので、積算根拠の明確化に努められたい。 ④委託先と番組パーソナリティー・市民レポーターとの契約・賃金を把握しておくべきである。
都市開発課 道路改良費 8-2-2	都開委第8号 七崎・居倉丈量測量業務	①2度の変更契約を行っているが、いずれも約款に記載されている「指示等」、「変更協議」の書面が備え付けられていないのは違反なので是正すべきである。
都市開発課 道路改良費 8-2-2	都開委第7号 穂積字東原丈量測量業務	①変更契約を行っているが、約款に記載の書面が備え付けられていないのは違反なので是正すべきである。 ②監督員通知の約款条文が違っているのでは是正すべきである。
都市開発課 道路改良費 8-2-2	都開委第16号 市内物件移転補償調査業務	①変更契約で減額を行っているが、協議書が備え付けられていないのは違反なので是正すべきである。
都市開発課 都市計画総務費 8-4-1	都開委第28号 景観計画策定基礎調査業務	①当委託を踏まえたうえで、平成22年度「策定業務委託」が予算計上されているが、公園計画優先のため保留になっている。基礎調査結果の有効活用を図るためにも景観計画策定のスケジュールを早急に立てて実行するべきである。
都市開発課 都市再生整備事業費 8-4-7	都開委第18号 まちづくり協議会運営補助業務	①調査職員の通知を行っているが、約款に基づいていないので是正すべきである。
都市開発課 都市再生整備事業費 8-4-7	都開委第10号 犀川子どもの水辺協議会運営補助業務	①積算基準の根拠が不明確(人件費の歩掛り、経費算出と率)なので明確になるよう努められたい。

科目 (目)	委託事業名 (番号)	指 摘 等
都市開発課 都市再生整備事業費 8-4-7	都開委第17号 まちづくり交付金事業後評価 シート作成業務	①当事業結果を今後の事業への有効活用に努められたい。
都市管理課 労働諸費 5-1-1	都管委第54号 防護柵点検、補修委託	特になし
都市管理課 河川維持修繕費 8-3-2	都管委第31号 桜の木管理委託	①積算見積徴収業者数は1社ではなく複数の業社にすべきである。 ②「花と水の回廊」づくりによる桜の植樹で、管理する本数は増えるので、費用が安くて効果が大きい消毒薬を検討いただきたい。
都市管理課 河川維持修繕費 8-3-2	都管委第43号 河川花木育成業務委託	①第2回目の変更契約書の締結日が当初の契約日になっているのは不適正である。第1回変更契約日に訂正すべきである。 ②監督員通知の約款条文が違っているのでは正すべきである。 ③変更契約を行っているが、「変更協議」の書面が備え付けられていないのは違反なので是正すべきである。 ④剪定した枝の処分を「美来の森」で行うことにより、経費を削減できないか検討願いたい。
都市管理課 駅対策費 8-4-4	都管委第42号 穂積駅前広場周辺緑地管理委託	①添付されていない作業写真があり履行確認ができていないので是正すべきである。
教育総務課 学校管理費 10-3-1、10-4-1	教委第11号 学校施設管理業務(小学校分・中学校分)	①積算が行われてないので、毎年積算すべきである。 ②契約締結前に空気環境測定が行われているのは違反なので是正すべきである。 ③砂場管理の完了届提出の際、添付する「実績行程表」がないので是正すべきである。 ④「着手届」が備え付けられていないので是正すべきである。 ⑤履行確認の徹底を図るべきである。 ※みずほ公共サービスとの契約は他の契約と一括してできないか検討願いたい。(管財情報課)
生涯学習課 体育施設費 10-7-3	瑞教生第40号 体育施設等管理業務委託(植栽管理)	①積算が行われてないので、毎年積算すべきである。 ②新年度予算議決前に見積書を聴取して契約金額を確定するのは不適正なので是正すべきである。 ③施設が市内各所に点在しているので履行確認の方法を確立するべきである。 ※みずほ公共サービスとの契約は他の契約と一括してできないか検討願いたい。(管財情報課)
児童高齢福祉課 児童福祉総務費 3-2-1	瑞児高委第38号 瑞穂市立南小学校区学童保育 所設計業務委託	①業務完了の提出書類として「納品書」が挙げられているが備え付けられていないので是正すべきである。 ②変更契約を行っているが、問題は当初の全体計画にあったと思われる。以後このようなことがないようにすべきである。
児童高齢福祉課 児童福祉総務費 3-2-1	瑞児高委第38号 瑞穂市立南小学校区放課後児 童クラブ室新築工事監理委託 (仮称)	特になし
児童高齢福祉課 保育所費 3-2-4	瑞情委第5-4号 (瑞児高委第3号) 施設清掃業務委託 (保育所施設清掃業務委託)	①現在の委託料は、前年度の実績に基づくもので適正との判断がしがたい。今後は、適正な委託料を積算をすべきである。 ②完了写真が添付されていない業務があるので、備え付けておくべきである。
教育総務課 中学校施設整備費 10-4-1	教総委第40号 穂積中学校校舎改築実施設計 委託業務	①第2回目の変更契約書の締結日が当初の契約日になっているのは不適正である。第1回変更契約日に訂正すべきである。

科目 (目)	委託事業名 (番号)	指 摘 等
教育総務課 学校建設費 10-4-3	教委第38号 瑞穂市立徳積中学校校舎改築 工事監理委託	特になし
教育総務課 学校管理費 10-3-1、10-4-1	教委第5号 小中学校清掃委託	①平成22年度より物価単価により積算しているとのことなので、今後も適正な積算に努められたい。 ②契約期間が契約日から3月31日となっているが、業務の内容からすると3月31日までは必要ないと思われるので検討願いたい。 ③学校施設のため教育総務課職員が作業の確認をするのは大変と思われるので、学校の職員が確認をして、確認書類を提出してもらうようにすべきである。
教育総務課 給食センター管理費 10-7-5	瑞情委第5-4号 (教委第5号) 施設清掃業務委託 (瑞穂市給食センター施設清掃 委託)	①現在の委託料は、前年度の実績に基づくもので適正との判断がしがたい。今後は、適正な委託料を積算をすべきである。 ②所長が立ち会いのもとで清掃作業が実施されるために完了写真が添付されていないが、他の施設同様提出させたほうがよいと思われる。 ③委託料は4半期ごとに、清掃終了後の翌月末日までに支払う契約になっているが、違反している月があるので、遵守するか契約内容を変更すべきである。
生涯学習課 図書館費 10-6-5	瑞総委第33-2号 (教函委第21号) 施設清掃業務委託 (瑞穂市図書館清掃委託業務) 瑞総委第33-2号 (教函委第12号) 施設清掃業務委託 (瑞穂市西部複合センター清掃 委託業務)	①これまでの積算根拠は、業者の見積り金額そのものだったが、平成22年度の契約更新時から積算するように変更された。今後も適正な積算に努められたい。 ②仕様書の特記事項の一部が遵守されていなかったが、平成22年度より是正された。今後も約款通り業務遂行に努められたい。 ③施設によっては日常清掃を(財)瑞穂市施設管理公社に委託しているので、一度比較検討願いたい。 ④施設ごとにそれぞれの仕様書になっているが、統一した仕様書にできないか検討願いたい。 ⑤清掃業務として全施設をまとめて契約できないか検討願いたい。
生涯学習課 公民館費 10-6-4	瑞総委第33-1号 (瑞教生委第91号) 施設清掃業務委託 (市民センター清掃業務委託) 瑞情委第5-5号 (瑞教生委第3号) 施設清掃業務委託 (単南公民館及び多目的ホー ル・ふれあいホール・就業改善セ ンター)	
生涯学習課 総合センター費 10-6-6	瑞総委第33-1号 (瑞教生第90号) 施設清掃業務委託 (総合センター清掃業務委託)	
管財情報課 財産管理費 2-1-4	瑞総委第33-1号 施設清掃業務委託 (庁舎清掃委託)	
児童高齢福祉課 福祉センター費 3-1-7	瑞総委第5-5号 (瑞児高委第5号) 施設清掃業務委託 (老人福祉センター施設清掃業 務)	

科目 (目)	委託事業名 (番号)	指 摘 等
生涯学習課 公民館費 10-6-4	瑞教生委第55号 瑞穂市民センターエレベーター 保守管理委託	<p>①これまでの積算根拠は、業者の見積り金額そのものだったが、平成22年度の契約更新時から積算するように変更された。今後も適正な積算に努められたい。</p> <p>②「業務着手届」、「業務完了届」、「検査調書」が整っていないので、是正すべきである。</p> <p>③点検に派遣されてくる技術者の保有資格等の把握をすべきである。</p> <p>④建築基準法で定められている「法定点検」もしくは通常点検に毎年1回は職員が立ち会うべきである。</p> <p>⑤委託料は月ごとに支払っているが、年額を前納すると割引があるエレベーターもあるので支払方法を検討願いたい。</p> <p>⑥施設ごとにそれぞれの仕様書になっているが、統一した仕様書にできないか検討願いたい。</p> <p>⑦通常点検を月に2回行っているエレベーターと月1回のエレベーターがあるので、2回必要なのか検討いただきたい。</p> <p>⑧総合センターは、小荷物専用昇降機の点検を委託しているが、施設の竣工当時から使用されていないようである。委託はもとより昇降機そのものの必要性を見直すべきである。</p>
生涯学習課 図書館費 10-6-5	教図分委第13号 エレベーター保守点検委託業務 (複合センター)	
生涯学習課 図書館費 10-6-5	教図分委第23号 エレベーター保守点検委託業務 (図書館)	
生涯学習課 総合センター費 10-6-6	瑞教生委第96号 総合センターエレベーター保守 点検業務委託	
総務課 防災施設費 9-1-6	瑞児高委第48号 牛牧北部防災コミュニティセン ターエレベーター保守委託	
管財情報課 財産管理費 2-1-4	瑞総委第34号 市役所エレベーター保守管理委 託	
市民窓口課 財産管理費 2-1-4	瑞市窓委第5号 巢南庁舎エレベーター保守点検 業務	